

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案等に対する意見公募の結果について

令和7年1月22日  
原子力規制委員会

## 1. 概要

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の本格施行に伴う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案等について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和6年11月14日から同年12月13日まで(30日間)

対 象：

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（概要）
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）
- 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

## 2. 意見公募の結果

○提出意見数:5件<sup>1</sup>

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

---

<sup>1</sup> 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

別紙

**脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための  
電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の改正案等  
に対する意見及び考え方**

令和7年1月22日

整理 番号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）（概要）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>減税が叫ばれる中での今回の手数料の額はあまりに高すぎます。</p> <p>今回の手数料の額の積み上げ算定内訳を人件費職員m人n時間w円，A費x円，B費y円，合計金額z円の形式で普通算定しているはずですのでその情報を事細かに開示してください。財務大臣に開示請求すべきなら窓口を公開してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に定める申請等に係る手数料はそれぞれ当該申請等に対する審査等に要する実費を勘案して定めています。</li> <li>➤ 今回の手数料については、人件費総額を組織定員・勤務時間数で割り戻し、職員1人1時間当たり約1万円を人件費単価とし、審査事務に必要なと見込まれる時間等を基に人件費を算定しています。その他、審査会合の運営にかかる費用、現地確認にかかる費用等を計上しています。</li> </ul>

整理 番号	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>新実用炉規則第百十三条第三項について、確認したい。</p> <p>「評価対象機器等に特定共用施設が含まれる場合であって特別点検を実施していない場合は、同項五号ロに掲げる記載を省略することができる。」と解釈できると考えているが、これは附則第三条前段にある「特定共用施設（その特別点検の実施時期を超過したことその他の正当な事由により、この規則の施行の日前に当該特別点検を実施することができないものに限る。）」も同様であり、同項五号ロに掲げる記載は省略することができる、という解釈で良いか。</p>	<p>➤ 御理解のとおりです。</p>

整理番号	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
1-1	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）の別表第1の実用炉規則第92条第1項第18号の2. において「・・・劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関すること・・・」の対象があいまいだと思います。</p> <p>ここで「劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきもの」とは、認可済の長期施設管理計画を確認すると、「六 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置」に記載されている項目のうち、「2. 技術評価で抽出された追加保全策」という理解で正しいでしょうか？</p>	<p>➤ 御指摘の「技術評価で抽出された追加保全策」に記載された内容も含め、長期施設管理計画に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの有無を検討し、該当するものがあれば、施設管理方針、施設管理実施計画等に反映する必要があります。</p>
2-1	<p>審査基準の実用炉規則第92条第1項第18号2. の変更前には「経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施すること」との記載があったが、変更後では、手順及び体制を定め、長期施設管理計画の申請手続きを実施することの記載がない。変更後は、保安規定に申請手続き（手順及び体制を定め長期施設管理計画を申請すること等）を記載する要求はないという理解でよいか。</p> <p>（同審査基準3. には「運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、・・・。また、・・・当該評価の見直しを行うことが定められていること。」とあるが、“相当期間停止する場合”の記載に読める。）</p>	<p>➤ 御理解のとおりです。</p>
3-1	<p>相当期間とは「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のため</p>	<p>➤ 御理解のとおり、「相当期間」とは、御指摘のガイドに例示とともに示した「おおむね1年以上」の期間です。</p>

整理番号	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程（案）に対する意見及び考え方	
	意見の概要	考え方
	の措置等に係る運用ガイド」に記載された、1年以上の期間という理解でよいか。	
4-1	運転開始日から30年を経過し、冷温停止を継続している発電用原子炉で、長期施設管理計画の認可申請を行っていない場合は、特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運用がなされていることを規制検査の中で確認することとなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規制基準への適合が確認されていない発電用原子炉のような長期間停止している発電用原子炉に関する劣化管理は、原子炉等規制法第43条の3の22第1項に規定する保安のために講ずべき措置の一環として行われるため、原子力規制検査の対象です。</li> </ul>
4-2	「発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うこと」とあるが、具体的に実施する評価項目や管理手法が明確ではない。具体的な内容は各事業者の判断に委ねた上で、特別な施設管理実施計画において劣化評価に係る運用がなされていることを規制検査の中で確認することとなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ また、長期間停止している発電用原子炉に対する長期的な劣化に関する評価については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の改正案において、「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））を参考として示しています。</li> </ul>